

BML グループ サステナブル調達ガイドライン

BML グループは、サステナビリティ基本方針に基づき、誠実な事業活動を遂行するサプライチェーンを構築し、調達活動における社会的責任を果たしてまいります。

この度、新たにお取引先さまへの価値提供として『サステナブル調達ガイドライン』を制定いたしました。

お取引先さまにはサステナブル調達を通じて持続的な社会の発展に貢献するために、積極的なお取り組みをお願いいたします。

I. 法令・社会規範遵守

事業活動を行っている各国・地域の法令や、国際行動規範、社会規範・倫理の遵守をお願いいたします。

II. 人権

1. 強制的な労働の禁止

強制、拘束、人身売買などによって得られた労働力を用いず、すべての従業員をその自由意思において雇用するようお願いいたします。また従業員に強制的な労働を行わせないようお願いいたします。

2. 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童の雇用を禁止するようお願いいたします。

3. 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待、体罰、ハラスメントなどの非人道的な扱いを禁止するようお願いいたします。

4. 差別の禁止

人種、国籍、性別、性的指向、年齢、障がい、宗教、移民、ライフスタイル等のいかなる事由に関わらず、差別を撤廃するようお願いいたします。

III. 労働慣行・安全衛生

1. 労働時間への配慮

労働時間が法定限度を超えないよう、従業員の労働時間、休日、休暇を適切に管理するようお願いいたします。

2. 適切な賃金と手当

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わないようお願いいたします。

3. 結社の自由、団体交渉権

従業員の結社の自由と団体交渉の権利を尊重するようお願いいたします。

4. 労働安全

従業員の健康管理を実施するとともに、職務上の安全に関するリスクを把握し、従業員の安全衛生と健康を維持する職場環境を確保するようお願いいたします。

IV. 環境

1. 環境マネジメント体制の整備

環境マネジメントの仕組みの整備・運用をお願いいたします。

2. 地球環境保全と負荷軽減

下記の活動を含めた、環境保全に配慮した活動を継続的に行うようお願いいたします。

- ・ 地球温暖化に配慮し、温室効果ガスの排出量削減に努める
- ・ 有害な物質の 대기への排出削減に努める
- ・ 水源、水の使用・排出を監視し、節水および水質汚濁の防止に努める
- ・ 廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを推進し、資源の有効活用を図る
- ・ 騒音、振動、悪臭等、地域社会の環境に悪影響を与える事態を回避する

3. 化学物質管理

人体や環境に対して危険をもたらす化学物質の適切な管理と削減への取り組みをお願いいたします。

4. 生物多様性への配慮

事業活動が生態系に与える影響について検討し、生物多様性に配慮するようお願いいたします。

V. 公正な事業慣行

1. 腐敗防止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、またあらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を行わないようお願いいたします。

2. 不適切な利益供与および受領の禁止

顧客や取引先等との関係において、国や地域の商習慣を逸脱した不適切な利益の供与や受領をしないようお願いいたします。

3. 反社会的勢力・団体との関係排除

反社会的勢力および団体とは、直接的、間接的あるいは国内外問わず、一切の関係を排除いただくようお願いいたします。

4. 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従い、正確で公正な情報開示をお願いいたします。

5. 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、BML グループの秘密情報および第三者の知的財産の不正入手・使用などの侵害行為がないようお願いいたします。

6. 公正なビジネスの遂行

お取引先さまへ公平な競争機会をご提供いただくようお願いいたします。

7. 相談・通報窓口の設置と通報者の保護

社員やお取引先さまなどを含むステークホルダーが利用可能な相談・通報窓口を設置するとともに、相談者の秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることが無いようお願いいたします。

8. 個人情報の保護

お取引先さま、顧客、消費者、従業員などすべての個人情報について、適切な管理をお願いいたします。

9. 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護いただくようお願いいたします。

VI. 安全性・品質

1. 製品の安全性の確保・品質管理

納入いただく製品に関し、法規制および BML グループの要求を満たす水準を遵守し、適正な品質と安全性の確保をお願いいたします。

2. 安定供給の確保

平常時だけでなく緊急時も含め、製品の安定供給に努めていただくよう体制や手順の準備をお願いいたします。

2024 年 10 月制定